

避難勧告は廃止です！避難指示で必ず避難！

内閣府が策定した「避難勧告等に関するガイドライン」が5月20日に改定され、災害時の避難情報を次の警戒レベルにより提供することとなりました。

美郷町でも今後は警戒レベルを用いて避難指示等を発令します。万が一の時に適切な行動がとれるよう、下記の内容をご確認ください。

警戒レベル	新たな避難情報など		これまでの避難情報	
5		きん きゅう あん ぜん かく ほ 緊急安全確保 ※1		災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
警戒レベル4までに必ず避難！				
4		ひ なん し じ 避難指示 ※2		○避難指示(緊急) ○避難勧告
3		こう れい しゃ どう ひ なん 高齢者等避難 ※3		避難準備・ 高齢者等避難開始
2		大雨・洪水注意報 (気象庁)	大雨・洪水注意報 (気象庁)	
1		早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)	

※1 町が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることとなります。

※3 警戒レベル3は、高齢者以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

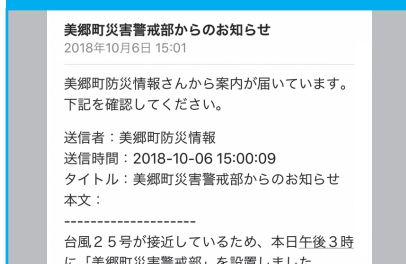
美郷町では以下の方法で情報伝達を行います

防災行政無線



※防災行政無線確認ダイヤルで放送内容の確認ができます。
☎0187(85)3981または
☎0187(85)3982

登録制メール



※毎月1回、月初めに登録されたメールアドレス宛てにテストメールを送信しています。
※画像はメールの一例です。

緊急告知FMラジオ



※毎月第1火曜日の午後4時21分ごろから起動試験が行われるため、ご自宅の緊急告知FMラジオが自動起動します。

美郷町防災マップを確認しましょう

土砂災害の警戒区域や河川の氾濫想定区域等のほか、災害への事前対策の参考となる情報を掲載しています(各冊子を全戸配布したほか、美郷町ホームページでも内容を公開しています)。



問●町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

古着・古布回収を一時休止します

これまで町では、可燃ごみの減量とリサイクルの推進のため、古着と古布の回収を年4回実施していました。

その古着と古布について、新型コロナウイルス感染症の影響により再資源化としての流通が滞っていること、また、資源物としての受け入れ先の確保が困難な状況が続いていることから、令和3年度は回収を一時休止としますので、皆さまのご理解とご協力をお願いします。



回収しても保管場所が確保できません



新型コロナウイルス感染症の影響で輸出できません



- ・再資源化できる古着や古布は、ご家庭での保管をお願いします。
- ・汚れがひどいものなど、再資源化できない古着や古布は「もやせるごみ」に出してください。

今月の粗大ごみ収集について

今月の粗大ごみの収集は、下記のとおりです。

収集日 ● 6月17日(木)

申込期間 ● 6月7日(月)～6月14日(月)

(平日の午前8時30分から午後5時まで)

事前に美郷町シルバー人材センターへの申し込み(☎0187(84)0307)と収集券の購入が必要です。

※詳しくは「美郷町家庭ごみの分け方・出し方」4ページをご覧ください。



問 町住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

福祉保健課

児童手当を受給している方は現況届の提出が必要です

現況届は6月1日現在の状況を把握し、6月分以降の児童手当等を引き続き受ける要件(児童の監護や生計同一関係など)を満たしているかどうかを確認するためのものです。該当する方には現況届書類を送付していますので、**6月30日(水)までに町福祉保健課または六郷・仙南各出張所へ提出してください。**なお、提出がない場合には**6月分以降の手当が受けられなくなる場合があります**のでご注意ください。

■現況届に必要な添付書類

- ・受給者の健康保険証の写し
- ※この他にも必要に応じて書類を提出していただく場合があります。

【児童手当制度について】

支給対象者 ● 中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

支給時期等 ● 原則として、毎年6月・10月・2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

■支給額

対象年齢等	支給月額(児童一人当たり)
3歳未満	15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円(第3子以降は15,000円)
中学生	10,000円
所得制限限度額以上	5,000円

※「第3子以降」とは、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある養育する児童のうち、年齢が上の児童から数えて3番目以降をいいます。

問 町福祉保健課 福祉班 ☎0187(84)4907